

第5回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年8月22日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
- 5 欠席委員 2名
 - 1番 保坂正雄
 - 16番 石塚康夫
- 6 出席事務職員 4名
 - 菊池事務局長
 - 在原副参事
 - 高品副主査
 - 石井副主査

◎開 会

平成28年8月22日午後3時05分 開会

○議長（地引正和君） では、ただいまより第5回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、保坂委員、16番、石塚康夫委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

12番、中川喜一郎委員、13番、小泉勝彦委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年8月5日付で提出がありました。本件は、蔵波在住の個人が市外在住の個人から贈与により農地を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、千葉市在住で、高齢となり、農地の維持管理が困難なことから、贈与したいとのことです。譲り受け人は、同じ神納の神祭文田に自作地があり、耕作地に近く、耕作上便利であることから、申し出に応じるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、神納字神祭文田及び神納字卒土田です。現地を確認したところ、現地は保全管理されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、一部非耕作地があるとのことです。その農地は、用水が届かない田で耕作ができないため、自己保全管理しているとのことです。そのほかの農地については、全て耕作しているとのことです。

農機具等については、トラクターや田植機などを所有し、耕作に必要な機械はそろっているものと思われまます。

農作業常時従事条件日数につきましては、世帯で520日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が約245アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと神納の圃場で耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地区担当委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については私の担当地区案件となりますので、このまま座ったまま報告させていただきます。

8月9日10時から譲り受け人の〇〇さんと現地を確認いたしました。今事務局で言われましたように、現地4反並んでおりますけれども、昨年までやっていたということで、ことしはまだ植えつけはしていなかったのですけれども、来年からやるということでございますので、非常に管理よくされておりました。

以上でございます。

次に、住所地担当地区委員として意見を求めます。

4番、奥野元好委員。

○4番（奥野元好君） 4番、奥野です。今月の11日に〇〇さん、うちへ見えまして、いろいろ話を聞かせていただきました。その中で、現在の所有者、〇〇さんの娘婿が管理をし、当市内の農家が耕作しておったのですが、ことしの1月に木更津市在住の農家の方と贈与の契約が成立する見込みだったため、当市内の農家との小作契約を解除したが、贈与が不成立となってしまったそうです。その後に市を通じ千葉県農地中間管理機構に登録をして、農地の管理に努力をしたが、決まらなかったために、娘婿の知り合いであった私に引き取ってほしいとの依頼があり、私も近くに農地を所有しているので、申し出を受けることにしましたと、そういうふうなことを言っておられました。

私が聞いたのは以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年7月29日付で提出がありました。本件は、大曾根在住の個人が市内在住の個人から売買により農地を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢になり、農地の維持管理が困難なことから、また譲り受け人に以前から管理を依頼していたことから、売却を申し出たとのことです。譲り受け人は、申請地が所有している耕作地に隣接しており、耕作上便利であることから、申し出に応じるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、大曾根字山谷です。現地を確認したところ、現地は畑として耕作されていました。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや耕運機などを所有し、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で420日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が60アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと大曾根地区の農業者であるため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願

いします。
○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求め

ます。本来は保坂正雄委員が担当ですが、本日欠席のため、代理で山口武夫委員から報告をしていただきます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。保坂委員が急用のため

に出席できないということで、私が代読させていただきます。
8月4日10時に申請人の〇〇さんと代理人の〇〇さんと3人で立ち会いのもと、現場確認をしました。現地は耕作されており、きれいな状態でした。特に問題はありませんでした。それで、この場所は議案資料のとおり、のぞみ野通りより鎌倉街道の西に行った場所の畑です。農機具や耕作面積については、事務局が言われたとおりです。また、私が見る限りでは特に問題はないと思いますので、皆

様の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。これ譲り受け人が〇〇〇〇さんになっているのですが、年齢も〇歳という方だと思いますけれども、これは主人である〇〇〇さんとか、あとは〇〇〇〇さんにしないのはなぜですか。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。実際に耕作をメインでやっていらっしゃるのが〇〇〇〇〇さんということで、〇〇〇さんが申請人として申請したいということでした。

以上です。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号3についてご説明申し上げます。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年8月2日付で提出がありました。本件は、君津市在住の個人が市内在住の個人から売買により農地を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり、後継者もないことから、売却したいとのことです。譲り受け人は、毎年申請地付近の農地を田植えや稲刈り等の作業受託を受けているなど、土地カンがあり、耕作をする上で都合がよいため、申し出に応じるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、三箇字天皇前です。現地を確認したところ、

現地は畑で耕されておりました。

総会資料6ページから7ページをごらんください。譲り受け人は市外在住者なので、君津市農業委員会で取得した農業経営の実態証明書及び君津市の認定農業者であることを証明する農業経営改善計画認定証を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや田植機、コンバイン、もみすり乾燥機を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で411日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が130アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、既に申請地付近の作業受託をしており、引き続き地域の基準に従って耕作するとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

本来は石塚康夫委員が担当ですが、本日欠席のため、代理で有原敏夫雄委員から報告をしていただきます。

7番、有原敏夫委員。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。それでは、石塚委員欠席ということで、かわりに報告させていただきます。

地元の委員の現地確認及び意見書ということで、確認日時ですけれども、8月9日火曜日午後2時30分より行いました。立会人として、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、代理人、〇〇事務所の〇〇〇〇〇氏、それと石塚委員です。申請地は、藤井堰近くの藤井堰排水路に隣接した耕地で、地目は水田であるが、現況は畑で、きれいに耕うんされておりました。〇〇氏によれば、現地はもともとどぶ田で耕作不能地であったため、平川東部土地改良区工事施行以前に埋め立てし、畑として耕作していたとのことでした。〇〇氏は、現在は小櫃地区、久留里地区を中心に作業受託をしており、今後袖ヶ浦地区にも作業受託等経営拡大をしたい、その足がかりとして同地を譲り受けたいとのことでした。地元委員としては、特に問題はないと考えますが、ご審議をお願いいたしますということです。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4から議案第1号の8については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号4から8については、関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

議案の2ページから4ページをごらんください。本件は、8月5日付で申請がありました。内容は、横田在住の個人が新規就農に伴い賃貸借権の設定を行う案件です。

議案の4ページ、整理番号8—1及び8—2の農地につきましては、譲り渡し人が共有名義となっており、外1名となっておりますが、これは〇〇〇〇さんのことで、〇〇〇〇さんの子供という関係になっております。

総会資料8ページから9ページ的位置図をごらんください。場所は、大竹字若宮の7筆及び大竹字北畑の2筆の合計9筆で、面積にしますと8,661平方メートルになります。権利の種類は、賃貸借権の設定で、期間はそれぞれ3年となっており、賃借料は10アール当たり1万円となっております。

総会資料25ページから32ページに農業経営実施計画書を添付しております。経営計画につきましては、君津農業事務所改良普及課にて指導を受けながら作成したものとのことです。

本件は、新規就農であることから、運営委員会案件であり、運営委員会において就農意欲、営農能力、収支計画等について審査していただいております。なお、住所地及び申請地の農業委員は若林委員及び有原委員となっており、運営委員と兼務となっております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、経営農地はありません。

農機具等については、トラクター、管理機、動力噴霧機、定植機を所有し、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で162日従事する計画となっており、基準の150日以上従

事する要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、5人の譲り渡し人から賃貸借権設定の許可が得られると全体で86アールとなり、50アール要件を満たします。

地域との調和要件につきましては、集落の活動や農道、水路等の共同利用の維持管理活動等に積極的に参加するとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。それでは、報告いたします。

議案第1号整理番号4号から8号につきましては、個人による新規就農に関する案件です。権利の種類は、賃貸借権の設定になります。8月15日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者から状況の確認と審議を行いましたので、その内容と結果についてご報告いたします。

現地調査については、午後2時から運営委員7名と事務局において譲り受け人及び代理人立ち会いのもと、申請地である畑を確認いたしました。現地は耕うんされており、農作物が植えられるように管理されていました。

その後、午後2時55分から市役所7階会議室において運営委員会を開き、審査をいたしました。運営委員会では、事務局から申請概要の説明を受け、譲り受け人から就農に対する考えを伺った後、各運営委員から質疑にお答えいただきました。今回譲り受け人は農地法第3条による賃貸借権を設定し、5名の方から農地を借り受け、新規就農したいということでありましたので、営農意欲、営農能力、収支計画等に留意し、審査をいたしました。委員からの主な質問に対する回答については次のとおりです。

まず、農業経営実施計画書の売上金と経費を差し引いた金額で生活が可能かどうかの質問に対し、申請人からは妻が勤めている収入と貯金を使って生活をしていくと回答がありました。

次に、農業は天候等に左右されるリスクがあるが、そういった対策を考えているか、また農業を始めるに当たりどのような目標を持っているかという質問については、長野県にある有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇に就職し、長野県で3年間、袖ケ浦市で2年間の農業経験があり、その経験を生かしていきたいと考えている、天候等によるリスクの対策については、いろいろな情報をとりながら考えていくとのことでした。目標については、袖ケ浦市は一年中野菜がとれる素晴らしいところであり、最終目標は畑を10ヘクタール集積し、延べ面積で20ヘクタール耕作したいと考えている、そのためにはいろいろとやるべきことがあり、勉強していきたい、意欲はありますとの答えでした。

その他に、苗のことや連作障害及び倉庫に関する質問に対しても適切な回答がなされ、営農意欲もあると認められることから、採決の結果、議案第1号整理番号4号から8号につきましては運営委員

全員一致で許可すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。今大竹地区というか、この辺の地区はイノシシとかがすごく出でてくるようになったのですけれども、その害獣対策とかという、害獣というか、そういうのはちゃんとできるようになっているのでしょうか。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今回そういった質問を現地を見に行ったときにしてみただけけれども、今回つくる作物がキャベツということで、イノシシが比較的食べたりしない作物ということで、問題がないということで、大丈夫ですということで聞いております。

以上です。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○10番（露崎春雄君） 10番の露崎です。この〇〇さんという人は、もともと〇〇の人ですか、住まい、生まれとか。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。この方は、もともとは〇〇〇出身の方で、長野の〇〇〇〇〇〇のほうに就職をされて、その後袖ヶ浦市で研修等して一年中作物がとれる袖ヶ浦がとてもいいところだということで新規就農されるということになっております。

以上です。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○6番（注連野千佳代君） 6番、注連野です。この〇〇さん、農業一本でやっていこうというお考えの方なののでしょうか。その割には、まだ始めていないせいなのかもしれないのですけれども、農業従事日数が随分少ないのではないかなというのがちょっと気になって、ほかのことやられているのかどうなのかしらと思って。

○議長（地引正和君） 高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今回計画書のほうに162日というふうに書かれているのですが、本人にも確認したのですが、今回8反の畑で作物を育てる日数としてはその日数で足りていると、それぐらいの日数がかかるという話で、あとこれから面積をふやして行って日数等もふえていくだろうという計画になっております。

○6番（注連野千佳代君） 今は、まだこの大竹ではやっていないから、今のこの計画であるということなのですね。

○事務局（高品吉朗君） そうです。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号の4から議案第1号の8について採決をいたします。

採決につきましては、1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 全員賛成でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の7について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の8について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の8については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が市内在住の土地所有者から農地2筆234平方メートルと山林37平方メートルの合計271平方メートルを売買により取得し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成28年8月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料33ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波台〇〇〇〇の南側約500メートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約150メートルに位置しており、周辺が山林と住宅に囲まれ、農地と隣接しない生産性が低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料34ページのとおりであります。排水については、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後市道側溝へ放流し、雨水についても汚水と同様に市道側溝へ放流する計画となっております。

総会資料35ページに現地の写真を添付しております。

なお、本件については本年6月21日の農業委員会総会において今回の申請地の隣接地で、本件と同様の専用住宅用地への転用申請の審議をいただき、許可相当とされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。8月10日午前10時ごろ、譲り渡し人、〇〇さん、譲り受け人、〇〇さん、両氏の代理人であります〇〇〇〇〇〇の〇〇さんと現地立ち会いを行い、説明を受けましたので、ご報告をいたします。

現地は、今事務局の説明のとおり場所にあります。現在はほぼ更地状態になっておりまして、一部雑草が積み上げられておりました。譲り受け人、〇〇さんご夫妻は、子供さん2人いらっしゃいまして、現在は〇〇で社宅生活ですが、自己の専用住宅を建築したいということで、利便性、子供が成長したときの環境等を考えまして、この場所での建築をしたいということでございました。今回の申請地は、ほぼ市街化区域とも言える位置に、両側は今事務局のほうからも説明ありましたようにせんだったの総会でも転用がされたすぐ隣でございます。既に住宅も建築されております。懸念されることはないと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が県外在住の土地所有者である個人から農地を売買により取得し、長屋住宅、アパート用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成28年8月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料36ページの位置図をごらんください。申請地は、平成通りたちばな交差点の西側、市道神納たちばな線を昭和中学校方面に約200メートル進んだ右側に位置しており、周辺が住宅、山林により分断された小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料37ページのとおりであり、木造2階建て8世帯用住宅1棟、ごみ集積場、駐車場が設置されます。

排水については、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後市道側溝へ放流し、雨水については敷地内にて浸透処理し、オーバーフロー分を汚水と同様に市道側溝へ放流する計画となっております。

総会資料38ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。今回の案件も8月の10日午前11時ごろ、土地家屋調査士○○

○○事務所の○○さんと現地立ち会い調査を行いました。説明を受けましたので、ご報告をいたしま

説明は以上でございます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成28年度第2次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成28年度第2次農用地利用集積配分計画（案）について
議題といたします。

それでは、議案第4号については農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課
である農林振興課から制度及び農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課（篠原太郎君） 農林振興課、篠原と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議案第4号 平成28年度第2次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。
本議案につきましては、農地中間管理機構を通して農地を貸したい方、借りたい方のマッチングが成
立した案件についての配分案について農業委員会のご意見を伺うものでございます。今回計画案が2
つございますので、説明のほうをさせていただきます。

先ほど第3号議案の中で説明のあった28-8-2、28-8-3の農地を千葉県園芸協会から担い手
に貸し付けるものでございます。

2ページをごらんください。農地の借り受け者は〇〇の〇〇〇〇様、〇〇〇〇番の〇、〇〇番の〇、
合計面積1,843平方メートルを賃貸借により借り受ける計画となっております。借り受けに係る双方
の詳細な契約内容については、3ページから5ページのとおりとなっております。

続きまして、もうお一方についてでございます。7ページをごらんください。農地の借り受け者、
〇〇の〇〇〇〇様でございます。〇〇〇〇番、〇〇番、合計2,349平方メートルの農地を賃貸借によ

り借り受ける計画となっております。こちらも詳細な契約内容については8ページから10ページのとおりにとなっております。

以上で2件の配分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年7月1日から平成28年7月31日までで1件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案7ページから9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年7月1日から平成28年7月31日までで9件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第5回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時50分 閉会